にっぽうニュース

（令和5年10月30日）

① 弁理士試験（口述試験）

10月21日、22日に令和5年度弁理士試験の口述試験が実施されました。弁理士試験は、短答試験、論文試験（必須科目、選択科目）、口述試験に合格する必要があります。昨年度は、受験者3177人に対して、合格者193人（合格率6.1%）です。自分の場合、平成22年度に短答と論文（必須）に合格しましたが、論文（選択）が不合格だったため、平成23年度に論文（選択）の免除を受けた上で口述に合格し、最終合格となりました。平成23年度は、受験者7948人に対して、合格者721人（合格率9.1%）でした。そのときの口述試験は6日間あって、テーマは日替わりです。自分が受けた日のテーマは、（特許）分割出願、（意匠）組物の意匠、（商標）防護標章登録制度でした。特許、意匠、商標、それぞれ10分程度、そのうち2つ落とすと不合格です。以下、意匠の再現です。

（試験委員）	（自分）
組物の規定を条文に沿って言って下さい。	同時に使用する2以上の物品であって、経済産業省で定める・・・
経済産業省ですか？	経済産業省令で定めるもの、これを組物と言いますが、組物を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願し、登録を受けることができます。
その通りですね。では、組物全体として統一がある類型を3つお答え下さい。	（1）同じような造形処理が施されていることにより組物全体として統一がある場合、（2）全体が1つのまとまった形状、模様等を表すことにより組物全体として統一がある場合、（3）物語性など観念的に関連があることにより組物全体として統一がある場合です。
具体例を類型と共に1つ挙げて下さい。	同じような造形処理の場合で、一組のスプーン、ナイフ・・・
正確に言って下さい。	具体例を変えます。1つのまとまった形状等を表すもので、一組のいすセットのように、いすを組み合わせて円形にしたような場合です。
一組のナイフ、フォーク、スプーンセットの柄の部分に特徴のある場合、その部分について意匠登録を受けることはできますか？	できません。
それはなぜですか？	2条1項かっこ書で物品の部分は組物の場合は除かれていますし、組物は全体として統一のある美感を創作として保護するものなので、部分はなじまないからです。
組物の出願前に他人が構成物品の1つを実施していた場合、登録を受けることはできますか？	受けることができる場合もありますが、構成物品から容易に創作できる場合は3条2項で拒絶される場合もあります。
受けられるのはどのような場合ですか？	組物全体として新規性や創作非容易性がある場合です。
構成物品の全部が公知の場合はどうですか？	拒絶される可能性が高いと思います。
登録される場合はありませんか？	新規性喪失の例外の適用を受けた場合です。
どのようにしますか？	構成物品が公知になってから6月以内に出願します。※現在は1年
平成10年改正で2種以上の物品が2以上の物品に改正されましたが、その趣旨は？	システムデザインやセットデザインを保護するために、2種以上から2以上にして、同種の物品による組物も認めることにしました。

※ 試験委員としては少し不十分らしく、利用者にとってとか、一般的な言葉で言うととか、色々助け船を出してくるが、逆にそれによって訳が分からなくなり、時間切れとなる。ただ、意匠が一番良く回答できたと思います（ヤマが当たった）。特許も大丈夫だったと思いますが、図を見て答えるものでしたので、再現は意匠にしました。商標はもしかしたら落としていたかもしれません。